

6、安定した予算の確保
i 障害者総合福祉法の骨格提言

- 1、法の理念・目的・範囲
 - ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
 - ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの 障害概念の転換。
 - ・地域で自立した生活を営む権利。

2、障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3、選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。

4、合議機関の設置と不服申立て。

- ・支援(サービス)体系
- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。

- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5、地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。

- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6、地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会を設置。

7、利用者負担

- ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とする。

が、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8、相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。
- ・権利擁護

9、権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から、相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。
- ・報酬と人材確保

10、利用者への支援に係る報酬は原則日払い、在宅事業運営に係る報酬は時間割りとする。

- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

ii 障害者総合福祉法への制定と実施への道程

- 1、障害者自立支援法の事業体系への移行問題
- 2、障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題
 - ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
 - ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。
- 3、障害者総合福祉法の円滑な実施
- 4、移行を支援する基金事業を設けること。

iii 関連する他の法律や分野との関係

- 1、医療
 - ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
 - ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。
- 2、障害児
 - ・障害児を含むすべての子どもの基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
 - ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3、労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用に質の確保、必要な支援を認定する仕組みを創設、雇用率や納付金制度の見直しを行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

*地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要について

1、題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)とする。

2、基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3、障害者の範囲

「制度の合間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病を加える。

4、障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大
- ② 共同生活介護の共同生活援助への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加
- ・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
- ・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業等

5、検討規定(法の施行後3年を旨として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援、その他障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

これらについては、今後、閣議決定され、国会に提出される予定である。

III 障害者自立支援法等の改正について

*障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

- ・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法の改正であることを明記
- ② 利用者負担の見直し
 - ・利用者負担について、応能負担を原則にする
 - ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ③ 障害者の範囲の見直し
 - ・発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
- ④ 相談支援の充実
 - ・相談支援体制の強化：市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置づけ、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
 - ・支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ⑤ 障害児支援の強化
 - ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
 - ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
 - ・在園期間の延長措置の見直し(18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)
- ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実
 - ・グループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設
 - ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護：個別給付化)

(その他)

- (1) その有する能力及び適性に「応じ」の削除
- (2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- (3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例
- (4) 事業者の業務管理体制の整備等
- (5) 精神科救急医療体制の整備等
- (6) 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

IV 新体系サービスへの移行等について